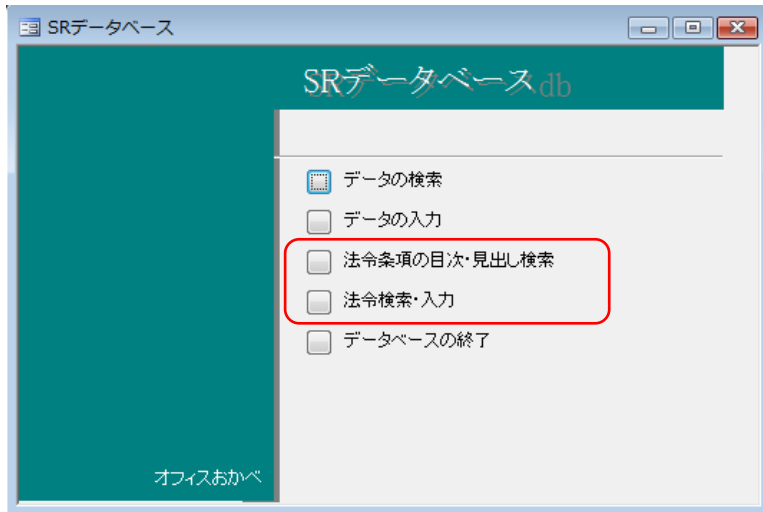


# SRデータベース 概要

2011/09  
オフィスおかべ

## 起動

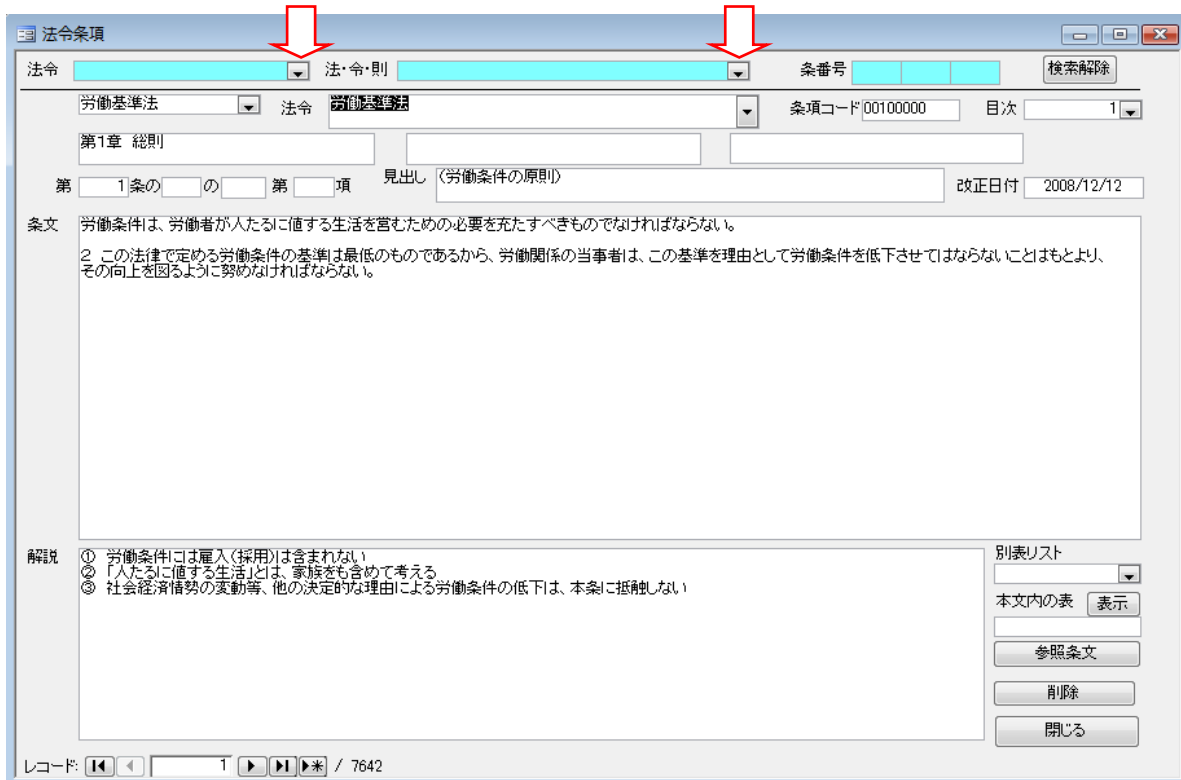
データベースを起動するとメニュー画面が表示されます。



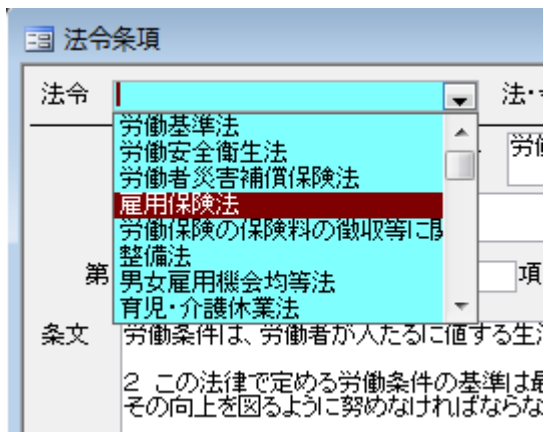
赤枠で囲んだ機能が法令データベースに関するものです。(上部の2つは、法令以外のデータを登録しています。ここでは説明を省きます。)

## 法令検索・入力

メニュー画面で「法令検索・入力」を選択すると、次の画面が表示されます。(労働基準法の第1条が表示されます)



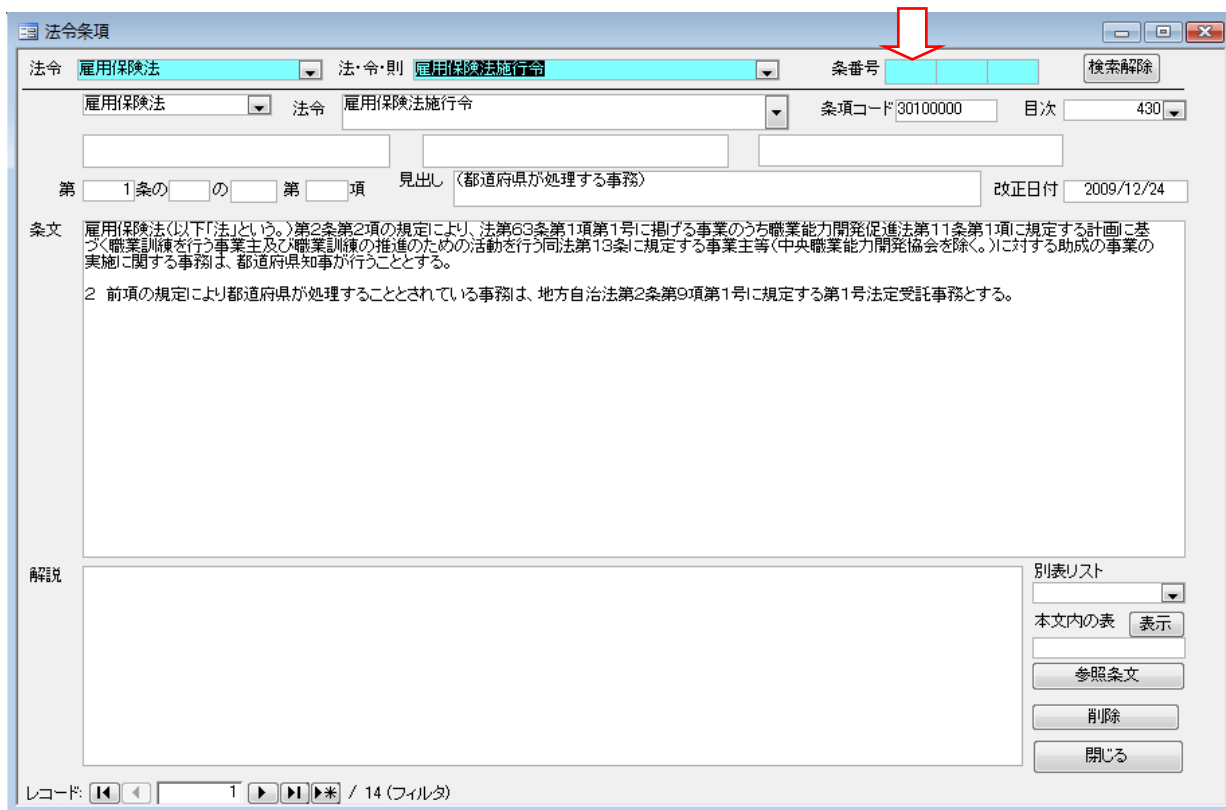
1. 「法令」のプルダウンをクリックすると、登録されている法令の一覧が表示されますので、検索したい法令を選択して下さい。



2. 次に、「法・令・則」のプルダウンをクリックすると、選択した法令の登録されている法律、政令、規則の一覧が表示されますので、検索したいものを選択して下さい。



3. 選択した法律、政令、規則等の最初の条文が表示されます。



4. 赤矢印部に「条番号」を入力すれば、その条文が表示されます。

5. 別表が登録されている場合は、「別表リスト」のボタンをクリックすれば、一覧表示されますので選択して下さい。また、他の条文を参照したいときは、「参照条文」ボタンをクリックして下さい。次の画面(赤枠部分)が追加表示されます。

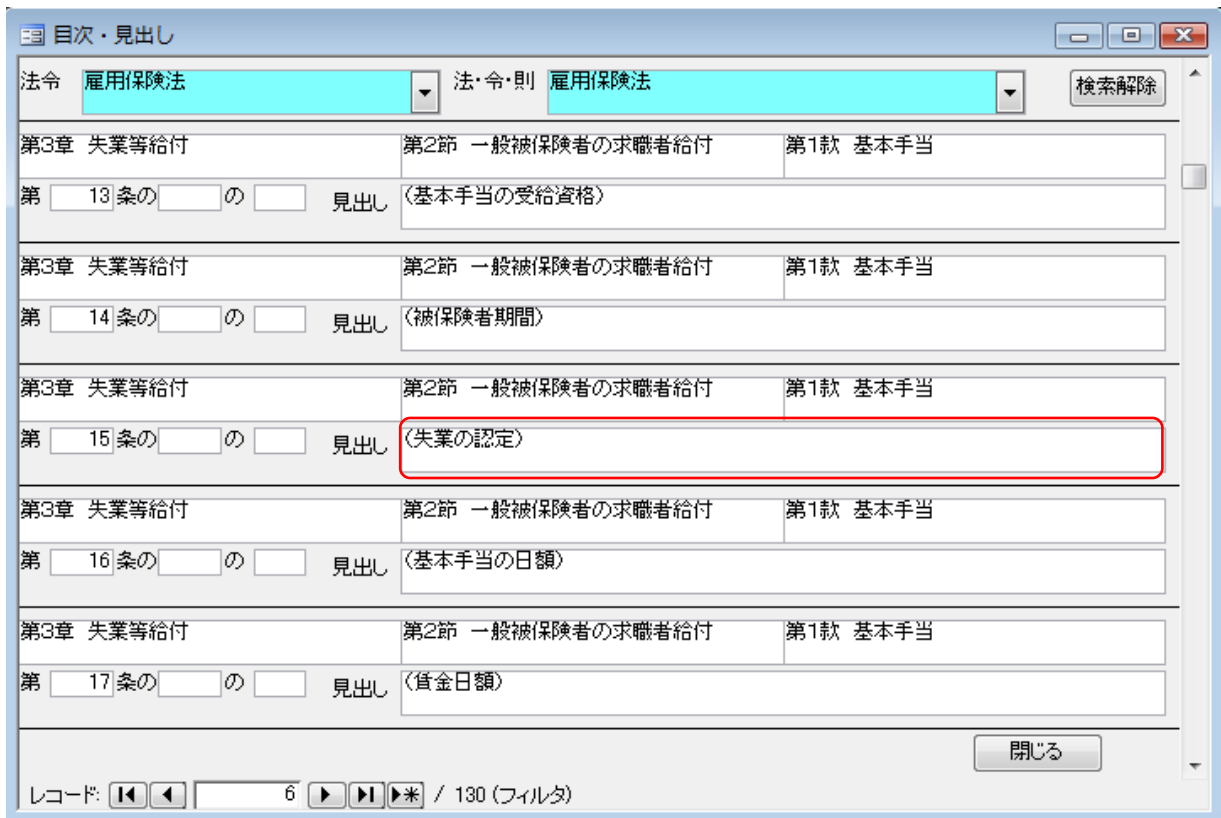
6. 参照条文における、条文の表示のさせ方は、上記本文と同じです。

## 法令条項の目次・見出し検索

メニュー画面で「法令条項の目次・見出し検索」を選択すると、次の画面が表示されます。(労働基準法の目次が表示されます)

1. 「法令」のプルダウンをクリックすると、登録されている法令の一覧が表示されますので、検索したい法令を選択して下さい。
2. 次に、「法・令・則」のプルダウンをクリックすると、選択した法令の登録されている法律、政令、規則の一覧が表示されますので、検索したい法令を選択して下さい。

3. 選択した法律、政令、規則等の条文の見出しが順に一覧表示されます。スクロールして目的の条文を探して下さい。(Accessの検索機能も使えます)



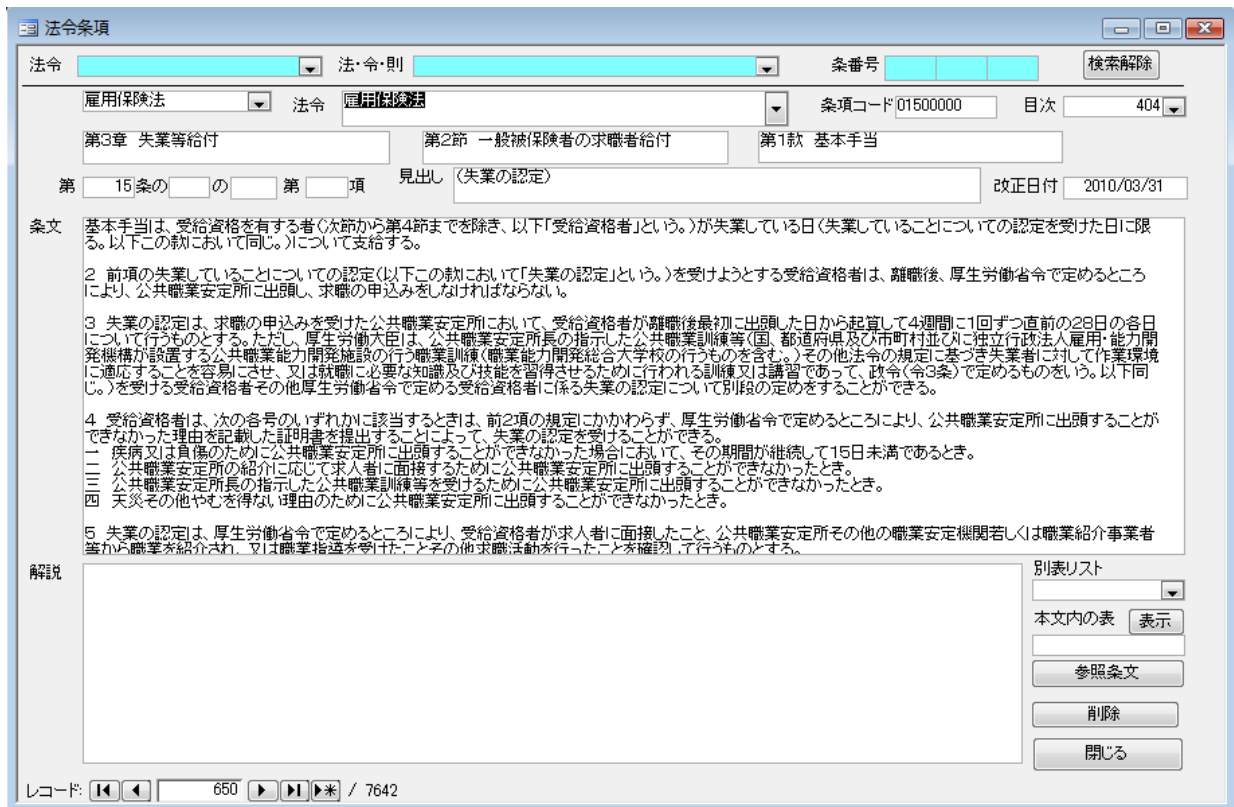
目次・見出し

法令 **雇用保険法** 法・令・則 **雇用保険法** 検索解除

第3章 失業等給付	第2節 一般被保険者の求職者給付	第1款 基本手当
第 13 条の 1 の 1 見出し	(基本手当の受給資格)	
第3章 失業等給付	第2節 一般被保険者の求職者給付	第1款 基本手当
第 14 条の 1 の 1 見出し	(被保険者期間)	
第3章 失業等給付	第2節 一般被保険者の求職者給付	第1款 基本手当
第 15 条の 1 の 1 見出し	(失業の認定)	
第3章 失業等給付	第2節 一般被保険者の求職者給付	第1款 基本手当
第 16 条の 1 の 1 見出し	(基本手当の日額)	
第3章 失業等給付	第2節 一般被保険者の求職者給付	第1款 基本手当
第 17 条の 1 の 1 見出し	(賃金日額)	

レコード: 6 / 130 (フィルタ) 開じる

4. 見出しの部分をクリックすると、条文が表示されます。(以下は、上述と同じです。)



法令条項

法令 **雇用保険法** 法・令・則 **雇用保険法** 条番号 01500000 目次 404 検索解除

雇用保険法 法令 **雇用保険法** 条項コード 01500000 目次 404

第3章 失業等給付 第2節 一般被保険者の求職者給付 第1款 基本手当

第 15 条の 1 の 1 第 1 項 見出し (失業の認定) 改正日付 2010/03/31

条文

基本手当は、受給資格を有する者(次節から第4節までを除き、以下「受給資格者」という。)が失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。)について支給する。

2 前項の失業していることについての認定(以下この款において「失業の認定」という。)を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間(1回ずつ直前の28日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等(国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。))その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令(令3条)で定めるものをいう。以下同じ。)を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができる。ただし、前号の理由を記載した証明書を提出することによって、失業の認定を受けることができる。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかった場合において、その期間が継続して15日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかったとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかったとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかったとき。

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うものとする。

解説

別表リスト

本文内の表 表示

参照条文

削除

開じる

レコード: 650 / 7642